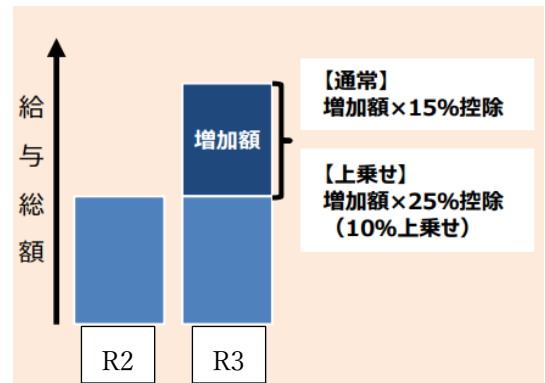


所得拡大促進税制の上乗せを活用していますか？

「所得拡大促進税制」は前年と比べて給与支給を増やした際に使える税額控除の制度です。12月に発表された税制改正大綱では、さらに活用しやすくなる改正が入りそうです。

◆所得拡大促進税制とは

所得拡大促進税制は一定の要件を満たしたうえで、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税から税額控除（法人税額の20%が上限）できる制度です。今年3月までの制度でしたが、少し形を変えて2年延長することになりそうです。昨年コロナ禍で人件費を抑えた場合、令和3年は人件費が前年比で伸び、税制の恩恵を大きく受けることのできる会社も多いのではないのでしょうか。



◆税制改正により使いやすくなる理由は？

税制改正大綱にて「適用要件のうち、継続雇用者給与の増加割合が1.5%以上であることの要件を、雇用者給与の増加割合が1.5%以上であることとの要件に見直す」とあります。これは改正前は2年間在籍した社員が平均して1.5%給料が上がっていることが要件でしたが、改正後は全体にて1.5%でよくなったため採用により給与総額が上がった場合でも対象になることになりました。

給与増加要件

改正前：継続雇用者給与 1.5%増加



改正後：雇用者給与 1.5%増加

※改正法案の可決までに、内容の変更・削除等がある可能性があります

◆所得拡大促進税制の恩恵を最大限活用するため、経営力向上計画の提出をお勧めします

通常は給与支給額の増加額の15%が控除対象ですが、要件を満たすことで25%になる上乗せ措置があります。上乗せは給与総額の10%ですから税金が数百万円減るケースも多くあります。これを受ける要件の一つに経営力向上計画の提出があります。こちらの提出をお勧めします。

その他制度締め切り情報

ものづくり補助金 5次締切 2021年2月予定

持続化補助金（一般型）5次締切 2021年2月5日（金）

設備投資等のご予定は、正しい会計処理・経営力向上計画等のご提案のため事前に投資内容や見積書等、会計担当者と共有をお願いします。

投資内容・目的	時期	金額